

(パブリックコメント資料)

宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正案の概要

特定都市河川浸水被害対策法施行令において、宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令について以下の改正を行う。

<宅地建物取引業法施行令の一部改正>

1. 宅地建物取引業法施行令第2条の5関係

【宅地建物取引業法第33条(広告の開始時期の制限)及び第36条(契約締結等の時期の制限)の規定に基づく許可等の処分】

(追加する事項)

特定都市河川浸水被害対策法関係

- ・第9条 雨水浸透阻害行為の許可
- ・第16条第1項 変更の許可
- ・第18条第1項 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可

2. 宅地建物取引業法施行令第3条関係

【宅地建物取引業法第35条(重要事項の説明等)の規定に基づく法令上の制限】

(追加する事項)

特定都市河川浸水被害対策法関係

- ・第9条 雨水浸透阻害行為の許可
- ・第16条第1項 雨水浸透阻害行為の変更の許可
- ・第18条第1項 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可
- ・第25条第1項 保全調整池における行為の届出
- ・第31条 管理協定の効力

<不動産特定共同事業法施行令の一部改正>

不動産特定共同事業法施行令第6条関係

【不動産特定共同事業法第18条(広告の規制)の規定に基づく許可等の処分】

(追加する事項)

特定都市河川浸水被害対策法関係

- ・第9条 雨水浸透阻害行為の許可
- ・第16条第1項 変更の許可
- ・第18条第1項 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可